

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

昭和50年ごろ、夫婦で国民年金加入手続を行った。その際、窓口の担当者から「昭和46年から未加入になっていることと、今ならギリギリ未加入期間の保険料を納付できること」を教わり、46年12月にさかのぼって資格取得する手続を行い、未加入期間の保険料は分割で納付することを依頼して集金人に納付していた。

平成14年に未納期間があると聞き、A社会保険事務所（当時）及びB市で確認したが、納付した証拠は無いとのことで記録訂正にならなかった。間違いなく申立期間の保険料を納付していたので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろ夫婦連番で払い出されており、その時点では第2回特例納付可能期間であり、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の妻は、B市C区の担当者からの助言により、46年12月までさかのぼって資格取得したと述べているなど、加入手続に係る記憶は鮮明である。

また、申立人及び申立人の妻は60歳から国民年金に任意加入し、加入期間の保険料は申立期間を除きすべて納付していることから、国民年金制度に対する意識は高かったものと認められ、納付可能期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の被保険者の大部分が、特例納付を行ったものと確認できることから、申立人の妻が国民年金の加入手続を行った当時、B市では特例納付に係る納付勧奨等の案内が行われていたと推認で

きることから、納付意識の高かった申立人の妻が、特例納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であるが、申立人の手帳記号番号払出時期において、第2回特例納付を行ったものと確認できる被保険者は、当該期間の保険料も納付済みとなっていることから、行政側の不適切な事務処理がうかがえ、申立人についても、当該期間を含め、他の被保険者と同様に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から50年3月まで

昭和50年ごろ、夫婦で国民年金加入手続を行った。その際、窓口の担当者から「昭和46年から未加入になっていることと、今ならギリギリ未加入期間の保険料を納付できること」を教わり、46年12月にさかのぼって資格取得する手続を行い、未加入期間の保険料は分割で納付することを依頼して集金人に納付していた。

平成14年に未納期間があると聞き、A社会保険事務所（当時）及びB市で確認したが、納付した証拠は無いとのことで記録訂正にならなかった。間違いなく申立期間の保険料を納付していたので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月ごろ夫婦連番で払い出されており、その時点では第2回特例納付可能期間であり、申立人は、B市C区の担当者からの助言により、46年12月までさかのぼって資格取得したと述べているなど、加入手続に係る記憶は鮮明である。

また、申立人は60歳から国民年金に任意加入し、加入期間の保険料は申立期間を除きすべて納付していることから、国民年金制度に対する意識は高かったものと認められ、納付可能期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の被保険者の大部分が、特例納付を行ったものと確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行った当時、B市では特例納付に係る納付勧奨等の案内が行われていたと推認できることから、納付意識の高かった申立人が、特例納付しなかったものとは考え難い。

加えて、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であるが、申立人の手帳記号番号払出時期において、第2回特例納付を行ったものと確認できる被保険者は、当該期間の保険料も納付済みとなっていることから、行政側の不適切な事務処理がうかがえ、申立人についても当該期間を含め、他の被保険者と同様に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年3月まで

私は、国民年金加入時に、係の人から1か月でも保険料納付が滞ったら国民年金の受給資格を失うと聞いていたので、後払いしたこともあったが、家計がどんなに苦しくとも保険料を納付してきた。A市に住んでいた申立期間当時は、付加保険料と共に銀行口座振替で保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年7月ごろに国民年金への加入手続をしており、その時点で時効により納付できない期間を除き保険料を過年度納付し、その後の国民年金加入期間は申立期間を除き、すべて保険料を納付済みであるほか、厚生年金保険との切替手続も適切に行われていることから申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の所持する国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、申立期間の前後の期間は口座振替で納付されていることが確認できることから、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人が当時居住していたA市の市役所では、残高不足等で保険料の口座振替ができなかった場合、納付期限後1か月以内に被保険者に督促状を送付する取扱いをしていたと回答していることから、申立期間の保険料について口座振替ができなかったとしても、納付意識の高かった申立人は、督促状が届いた時点で保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）について、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月から57年11月まで  
② 昭和58年6月から61年3月まで

私は、短大卒業後、家事手伝いをしており、私の母親が私の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ってくれていた。

昭和57年12月から58年5月までA市B区役所に勤務し、厚生年金保険に加入していた時にも国民年金保険料を納付していたので、当該期間の還付手続を行い還付金を受領している。

\*歳以降、国民年金に継続して加入していたことは間違いなく、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳前渡整理簿により、昭和61年7月17日付けでA市B区役所に前渡しされていることが確認できるほか、周辺被保険者の状況調査により当該手帳記号番号が払い出された時期は、このころと推認されることから、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、仮に申立期間の保険料を納付していたとすると、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要となるが、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和57年12月から58年5月までの厚生年金保険加入期間における国民年金保険料の重複払いについて還付手続を行い、還付金を受領したと述べているが、還付整理簿の閲覧調査の結果(58年7月から61年3

月まで)、申立人に対し還付金が支払われた事跡は無い。

加えて、加入手続及び保険料納付を行ってくれていたとする申立人の母親は既に他界している上、その母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

一方、申立人の国民年金資格取得日である昭和 58 年 6 月 1 日は、申立人が加入していた厚生年金保険の資格喪失日であり、そこまでさかのぼって国民年金の被保険者資格が取得されたものと推認できるが、国民年金手帳記号番号が払い出された 61 年 7 月の時点で時効の成立していない 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間については、社会保険事務所から過年度納付書が送付されたものと考えられるところ、申立人の申立期間以後の国民年金保険料の納付状況から、当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和47年4月に夫と共にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際、保険料を遡<sup>さかのぼ</sup>って納付することができる<sup>と説明を受けたので</sup>、夫の分を優先させて昭和46年度1年分の夫の保険料をその場で納付した。

私自身の国民年金保険料については、夫の昭和46年度分の翌年度である47年度及び48年度の保険料から、半年分ずつ4回に分割してもらって納付した記憶がある。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間において、保険料の未納期間は無く、厚生年金保険及び第3号被保険者からの切替手続等を適切に行っているほか、昭和51年4月から54年10月までの申立人の厚生年金保険加入期間において、その夫は、国民年金に任意加入して引き続き保険料を納付しているなど、申立人夫婦の国民年金への関心は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同記号番号の被保険者状況調査により、昭和50年12月ごろ夫婦連番で払い出されたものと推定でき、申立期間については、その夫も納付済みとされている上、申立期間のうち48年9月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であるが、申立人の夫の特殊台帳（マイクロフィルム）により、その夫の昭和48年度の保険料が一部時効を迎えている50年12月に一括納付されていることが確認できることから、申立人についても、その夫と同様に当該期間を含め保険料が納付されていた可能性がある。

しかし、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間については、i) 申立人は、自分自身の保険料はその夫の保険料を納付した年度の翌年度分から納付したとしていること、ii) 申立人の夫の特殊台帳により、昭和46年度以前の夫の国民年金保険料が未納であること、及び昭和50年12月22日に47年度の保険料が特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）で一括納付されていることが確認できることから、申立人夫婦が加入手続時に納付したその夫の保険料は、47年度の保険料であったものと推認でき、申立人は、自分の保険料を48年度分から納付し、それ以前の当該期間については未納であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人が受け取ったとする2年度分を半年ずつに4回に分割してもらった納付書は、昭和48年度及び49年度分の過年度保険料であったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私自身が社会保険事務所（当時）から送付されて来た過年度納付書に現金を添えて A 信用金庫 B 支店の窓口で納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、当該期間の前後の国民年金加入期間に係る保険料については、申立人が所持している C 市の国民年金保険料領収書及び国民年金被保険者名簿により現年度に納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、過年度納付書に現金を添えて A 信用金庫 B 支店の窓口で納付したと具体的に述べているところ、申立人が所持している領収書からも、申立期間の直前の期間（昭和 54 年 10 月から同年 12 月まで）について、同金融機関で納付されていることが確認できることから、申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間当時、申立人には、国民年金保険料の納付に支障を来すような生活上の事情等も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1930

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月1日から40年1月1日まで  
昭和36年11月にA社に入社し、平成6年3月まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

勤務期間中に何度か転勤したが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する在籍証明書、B社が保管する人事記録（職歴証明書）、健康保険組合の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和40年1月1日にA社C支社から同社D支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支社における昭和39年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、当該事業所は平成12年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の業務を継承するB社も当時の厚生年金保険に係る資料を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1931

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和56年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月21日から同年2月1日まで

昭和34年4月から平成10年3月末までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間は同社B支社長として勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の業務を継承するC社が保管する人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和56年2月1日にA社B支社から同社本社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における昭和55年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると当該事業所は平成13年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当該事業所の業務を継承するC社も当時の厚生年金保険に係る資料を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1932

### 第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を、47年7月は10万4,000円、同年8月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C部における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成7年7月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月1日から同年9月1日まで  
② 平成7年7月21日から同年11月1日まで

申立期間①について、昭和47年7月1日にA社を設立するということで、関連会社のD社から移籍したが、厚生年金保険の被保険者となったのは同年9月1日からとなっている。

申立期間②について、E商品の販売会社であったF社を平成7年7月21日に定年退職後、すぐにB社C部に勤務したが、厚生年金保険の被保険者となったのは、同年11月1日となっている。

いずれの申立期間においても給与明細書があり、厚生年金保険料が控除されている旨の記載があるので、年金記録の訂正をしてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人が所持している給与明細書、事業主の供述及

び雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に昭和47年7月1日から継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書から、昭和47年7月は10万4,000円、同年8月は11万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間①当時、当該事業所は法人事業所であり、申立人及び複数の同僚の供述から当該事業所に5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしておりながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人が所持している給与明細書及び事業主の申立人に係る勤務実態に関する供述内容により、申立人が申立期間②にB社C部に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得日の記録が平成7年11月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月から同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を両事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和44年9月4日に、B社における同資格取得日に係る記録を同年9月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額をそれぞれ4万5,000円とすることが必要である。

なお、両事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月31日から同年11月1日まで

「ねんきん特別便」で、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していたが、A社に勤務し、途中で社名がB社に変わったが、勤務は継続していたし、休職していたことも無い。厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと申し立てているA社及びB社については、商業登記簿謄本によると、A社は昭和44年9月4日に解散し、B社は同年9月10日に設立されていることが確認できる。一方、申立期間当時、A社に勤務していたB社の代表取締役は、「B社は、A社を解散し、その後すぐに設立した会社であり、会社の所在地や事業内容も全く同じで、事業も継続して行っていたと思う。また、申立人は継続して勤務していた。」と供述している上、複数の同僚も「申立人は、両社で継続して勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間について、A社及びB社において、継続して勤務していたと認められる。

また、申立人は、申立期間に係る給料賃金支払票を保管しており、当該賃金支払票から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料賃金支払票の厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社は昭和44年8月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、B社が同保険の適用事業所に該当するようになったのは同年11月1日であることが確認できることから、申立期間はいずれの事業所も適用事業所に該当していない。

しかし、前述の申立人の勤務実態等に対するB社の事業主の供述により、A社からB社への移行に際しては、事業が継続していたことが認められる上、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同様に、A社における厚生年金保険被保険者資格を昭和44年8月31日に喪失し、B社において同年11月1日に同資格を取得している同僚が8人認められるところ、このうち複数の同僚が「申立期間中、勤務は継続していたし、厚生年金保険料も控除されていたと思う。」と供述していることから、両事業所は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）にその適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成3年11月1日、同資格喪失日に係る記録を4年7月18日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から4年7月18日まで

平成3年11月1日にA社に正社員として採用され、4年7月17日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、B市役所からの平成4年度市民税・県民税通知書には「A社から退職の届出を受けた。」旨が記載されており、同社に勤務していたのは間違いない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録によると、A社で平成3年11月1日に被保険者資格を取得し、4年7月17日に離職していることが確認できること及び複数の同僚の供述があることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社から提出のあった申立人に係る平成4年分給与所得の源泉徴収票によると、社会保険料等の控除額は10万5,427円であることが確認できるところ、同金額は、4年1月から同年7月までに支給された給与に係る厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料について試算した控除額とほぼ一致することが認められ、同社の社会保険料等は翌月控除であることから、当該源泉徴収票の社会保険料等の控除額には3年12月分から4年6月分までの厚生年金保険料も含まれているものと判断できる。

さらに、申立人が名前を挙げた上司及び同僚二人の合計3人に照会し、全員から回答を得たところ、同僚二人は「申立人は請求書発行や入金確認等の事務を行っていた。」と供述している上、当時の社会保険及び経理担当者でもあった当該上司は「申立人は正社員であったので、当然、厚生年金保険に加入して然るべきであり、同保険料も控除されていたと思う。」と供述している。

加えて、オンライン記録によると、当該上司及び同僚について、申立期間において全員に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社した同職種の同僚に係る平成3年10月のオンラインの記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、同保険料を納付したか否かについては不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所(当時)は当該届出を記録していない。これは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成3年11月1日から4年7月18日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を同年5月1日、同資格喪失日を同年6月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月ごろから同年11月ごろまで

昭和62年4月ごろから同年11月ごろまでA社に勤務していたが、当該期間は厚生年金保険の加入記録が無い。当時の給与支給額等を記入したノートを所持しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出された当時の給与支給額等が記載されたノート、雇用保険の被保険者記録、並びに当時の取締役及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に勤務していたことが認められる。

2 申立期間のうち、昭和62年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人が給与明細書から転記したとするノートには、61年5月から同年11月までの各月及び62年から平成元年までの各年4月から11月までの各月における給与支給額及び源泉所得税額等が記載されているところ、当該ノートの勤務等に関連する記述等から判断して、申立期間当時に申立人自身が給与明細書から転記したものと推認できる。しかも、そのノートには、昭和62年6月分の厚生年金保険料として7,316円、健康保険料として4,897円と記載されており、このうち、当該厚生年金保険料についてみると、同保険料額は、ノートに記載されている61年の5月分、6月分及び7月分の給与支給額を基礎とする同年10月からの標準報酬月額から算出される同保険

料額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のノートに記載されている厚生年金保険料額の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の取締役は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後同被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、昭和62年4月ごろから同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年11月ごろまでの期間について、A社は、オンライン記録によれば平成13年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間当時に当該事業所の取締役であった者に照会したが、「会社の経営者が替わったため、当時の資料の所在等は分からない。また、申立人に対する厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除については分からない。」と供述している。

また、前述した申立人の当時の給与支給額等が記載されたノートに記載されていた各月の給与支給額等の金額を基に昭和62年4月から同年11月までの各月における給与支給総額、控除されていた社会保険料及び所得税額を試算したところ、同年6月の所得税額については、給与総支給額から社会保険料が控除された額を基に算出された金額となっていることが確認できるが、同年4月及び同年5月並びに7月から同年11月までについては、ノートに記載されている所得税額は、給与総支給額から厚生年金保険料額及び健康保険料額を控除せずに算出された金額と一致することから判断して、申立期間のうち、同年4月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年11月30日までの期間については、厚生年金保険料が控除されていないものとするのが合理的である。

なお、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1936

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和28年10月31日、同資格喪失日に係る記録を29年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月31日から29年3月5日まで

昭和28年10月31日付けでC社からA社B支店に指導及び応援のため転勤になり、29年3月5日まで同支店に勤務していた。厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の業務を承継しているC社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同資格取得届の記載内容並びに同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、C社は、「申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた。」と回答している。

さらに、申立期間において、A社B支店に勤務していた同僚のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答があり、すべての者が「厚生年金保険には全員が加入し、同保険料が給与から控除されていた。」と供述している上、オンライン記録によると、当該同僚について、申立期間において、全員に厚生年金保険被保険者としての記録が確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和28年9月及び29年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年10月から29年2月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和35年3月27日から同年8月20日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間のうち昭和35年8月20日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月27日から同年10月1日まで

昭和32年8月にA社本社から同社C支店に転勤となり、35年に社名がD社に変わった後、36年6月まで継続して勤務し、E業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間においてもA社C支店の工場の2階にあった寮に住んでおり、給与も変わりなく支払われ、手取額も変わらなかった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録により、申立期間当時、A社C支店及びD社の両社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認さ

れた者9人に照会したところ、回答があった7人のうち5人が、いずれも、「申立人は申立期間においてもA社C支店及びD社に継続して勤務しており、途中で退社したことは無かった。」と供述しており、このうち2人は、「当時、申立人はE業務担当であったが、申立期間も変わらず同業務に従事しており、勤務形態にも変化は無かった。」と供述している上、他の2人は、「仮に、一旦退社した後、短期間で再入社した者がいれば、大きな会社ではないので、社内でも話題になって印象に残るはずであるが、申立人にそのような事情は無く、継続して勤務していたのは間違いない。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社C支店及びD社に継続して勤務していたことが認められる。

また、事業所名簿によると、A社C支店は昭和35年8月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、商業登記簿謄本の記録によれば、D社が、A社C支店の所在地であったF県C市\*条\*丁目に本店住所を移転したのが同日であったことが確認できることを踏まえると、申立ての事業所は、同日まではA社C支店であり、同日以降はD社であったと考えるのが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和35年3月27日から同年8月20日までの期間については、上述の厚生年金保険被保険者であった者5人のうち、本人から、当該期間においてA社C支店において経理事務を担当していたとの供述が得られたとともに、他の被保険者であった者からも「A社C支店の総務課長であった。」との供述が得られた者は、「当時、A社C支店では、勤務していた者に給与を支給しないことは考えられず、また、臨時職員等もいなかったことから、勤務していた者はすべて厚生年金保険に加入させており、給与が支給されれば必ず同保険料を控除していたため、申立人についても継続して給与から同保険料を控除していたのは間違いない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和35年3月27日から同年8月20日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち昭和35年3月27日から同年8月20日までの期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る同年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周

辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間のうち昭和 35 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間については、A 社 C 支店及び D 社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、A 社 C 支店で同年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後 D 社で同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 30 人の D 社における被保険者資格取得日は、いずれも、申立人と同日の同年 10 月 1 日となっており、同年 8 月及び同年 9 月の同保険の加入記録が確認できないが、このうち生存及び所在が確認された者 9 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち勤務期間、給与の支給状況等について供述が得られた 5 人全員が、いずれも「A 社から D 社となった際にも、会社は営業を継続しており、昭和 35 年 8 月及び同年 9 月も継続して勤務していた。給与もそれまでどおり支給され、手取額にも変化が無かったので、社会保険料も継続して控除されていたはずである。」と供述しているほか、当該 5 人のうち上記 2 において経理事務担当者であったとの供述が得られた者は、「私は、A 社から D 社に引き続き勤務したが、D 社となった当初は、新会社に移行当初の担当者の不慣れから業務に支障をきたす場面が多々あり、社会保険についても、届出が適切に行われなかったことにより、従業員の給与から控除した保険料が社会保険事務所に納付されない可能性はあった。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 35 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間のうち昭和 35 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、申立人の D 社に係る同年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万円とすることが妥当である。

一方、事業所名簿によれば、D 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 10 月 1 日であることが確認できることから、申立期間のうち同年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間については厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿謄本の記録によると、同社は当該期間において法人事業所であったことが確認できる上、上述の同社において厚生年金保険被保険者であった者の供述からも、同社が常時 5 人以上の従業員を使用する事業所であったことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める同保険の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間のうち昭和 35 年 8 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められ、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年8月及び同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間のうち同年8月20日から同年10月1日までの期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1938

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年9月1日まで  
昭和45年7月1日にA社C支店から同社B支店に転勤を命じられ、申立期間も継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。  
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する昭和45年7月1日付け転勤辞令、申立人がA社B支店で一緒に勤務していたとする複数の同僚の供述、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年7月1日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和45年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和46年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月10日から同年5月1日まで

昭和43年4月にA社に入社してから、平成20年9月に退職するまで、継続して同社に勤務していたが、同社C支店から同社B支店に転勤した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する職員転勤に関する稟議書<sup>りんぎ</sup>、及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和46年4月10日にA社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る昭和46年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 北海道厚生年金 事案 1940

### 第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険第3種被保険者の資格取得日は昭和27年11月16日、資格喪失日は28年9月15日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月から28年9月まで

申立期間はA社B事業所に勤務し、C作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同姓同名で、かつ同じ生年月日の者が、当該事業所において昭和27年11月16日に同保険の第3種被保険者資格を取得し、28年9月15日に資格喪失した記録が確認できる。

また、オンライン記録によれば、当該記録は未収録となっているが、i) 当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の記号番号欄は空欄となっているところ、同名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得した他の一人も、申立人と同様に厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっている一方で、同人の当該事業所に係る被保険者記録はオンライン記録に収録済みとなっていること、ii) 日本年金機構Dブロック本部D事務センターに対し、同名簿において厚生年金保険の記号番号欄が空欄となっている理由について照会したところ、「詳細は不明であるが、記号番号欄の空欄については、資格取得時において既に別の厚生年金保険手帳記号番号が払い出されていることがうかがわれた等により、確認の上、後日、記号番号

を記入する予定であったものが、未記入のままとなったものと推察される。」と回答していること、iii) 同名簿において、健康保険整理番号が申立人の1番手前である被保険者については、厚生年金保険の手帳記号番号欄に記載された記号番号が当該事業所で新たに払い出されたものではないことが確認できるところ、同名簿の備考欄に、「記号番号調査のため払出し遅延したるもの」との押印が確認でき、これは、前述の日本年金機構の回答を裏付けるものであることを踏まえると、当該記録が申立人の厚生年金保険被保険者記録としてオンライン記録に収録されていないのは不自然である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B事業所において厚生年金保険第3種被保険者資格を昭和27年11月16日に取得し、28年9月15日に資格喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所に係る社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

## 北海道厚生年金 事案 1941

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成7年11月1日、同資格喪失日は8年2月27日であると認められることから、申立人の当該事業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、44万円とすることが必要である。

また、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を平成7年10月25日とし、申立期間①に係る標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月25日から同年11月1日まで  
② 平成7年11月1日から8年2月27日まで  
③ 平成8年2月27日から同年3月1日まで

平成7年10月25日にA社に入社し、B職として8年2月29日まで勤務したが、当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、加入記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 雇用保険の被保険者記録及びA社の破産管財人が作成した申立人の未払賃金立替払に係る証明書から判断すると、申立人は、当該事業所に平成7年10月25日に入社し、8年2月29日に退職となり、申立期間①、②及び③において当該事業所で勤務していたことが認められる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該事業所にお

ける厚生年金保険被保険者記録は、当初、平成7年11月1日に被保険者資格を取得しているところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である7年8月1日より後の8年2月27日付けで、7年11月1日までさかのぼって、被保険者資格の取得記録の取消処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録では、当該事業所は、平成7年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を7年8月1日にさかのぼって訂正されている者が複数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、給与明細書から、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、上記資格取得に係る記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、当該取得訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の申立期間②における資格取得日に係る記録は事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た平成7年11月1日、資格喪失日に係る記録は社会保険事務所の処理日と同日の8年2月27日とすることが必要と認められる。

なお、申立期間②に係る標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者資格取消前の平成7年11月のオンライン記録から、44万円とすることが必要である。

3 申立期間①について、上記1のとおり、申立人の当該事業所における勤務が認められる。

また、申立人から提出のあった給与明細書によると、申立人は、平成7年10月分の給与からは、社会保険料（健康保険料及び厚生年金保険料）が控除されていないが、同年11月分の給与からは、2か月分の社会保険料に相当する額を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持する平成7年10月分の給与明細書の給与支給額から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、元事業主も既に死亡していることから確認できず不明であり、このほかに確

認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間③について、上記1のとおり、申立人の当該事業所における勤務は認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成7年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、商業法人登記簿謄本によると、当該事業所は、平成12年3月6日に破産している上、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該事業所の破産管財人に照会したが、申立期間に係る厚生年金保険料の控除があったことをうかがわせる回答は得られなかった。

加えて、申立人が所持する未払賃金立替払決定・支払通知書から、申立人が平成8年2月分の給与について、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）により、事業主の未払賃金の一部について国から立替払を受け、事業主から直接給与の支給を受けていないことが確認でき、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除が行われたことまでは認められない。

その上、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1942

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月31日から同年4月1日まで  
平成15年5月1日にA社に入社し、17年3月31日まで勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、賃金台帳及び給与明細書より、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成17年3月分の給与明細書の厚生年金保険料控除及び申立人のA社における同年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、62万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成17年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 北海道厚生年金 事案 1943

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格喪失日に係る記録を平成5年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月26日から同年7月16日まで

A社に勤務していた期間における厚生年金保険の被保険者期間について、ねんきん特別便に記録されていた被保険者月数と所持していた給与明細書に記載されていた厚生年金保険料の控除月数を比べたところ、ねんきん特別便に1か月のもれのあることが分かった。

当該事業所では、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを認めているので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書(写し)、A社の回答及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書(写し)により確認できる支給総額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する厚生年金基金加入員資格喪失届の資格喪失年月日欄に平成5年6月26日と記載されており、事業主は「当該届出書は、社会保険事務所(当時)に提出する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届と同様式であり、資格喪失日を誤って記載した。」と回答していることから、事業主が

同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から39年3月まで

私は中学校を卒業してから、家業の跡継ぎとして実家の仕事を手伝っていた。

申立期間の国民年金保険料については、当時同居していた私の母親と3歳年上の姉が納付済期間となっており、私の分も父親が納付してくれていたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人自身は自分の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親から納付状況等を聴取することができないため、申立期間当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿から昭和39年10月ごろに適用漏れによる一括適用者として払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していた家族の国民年金保険料の納付状況を確認したところ、申立期間のうち、昭和37年10月から39年3月までの期間において同居していた申立人の長姉についても、当該同居期間の保険料は未納となっており、申立人の父親が家族全員の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和47年4月に妻と共にA市B区役所で国民年金の加入手続を行った際に、保険料を遡<sup>さかのぼ</sup>って納付することができると説明を受けたので、昭和46年度の1年分の保険料をその場で納付した記憶がある。領収書は国民年金手帳の裏表紙にはり付けておいたが、紛失してしまった。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年4月に国民年金の加入手続を行った際、昭和46年度の保険料を遡<sup>さかのぼ</sup>って納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、前後の同記号番号の被保険者状況調査により、50年12月ごろと推定され、申立期間は特例納付によるほかは、時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）により、i) 申立人の昭和47年度の国民年金保険料月別納付欄に「附則18条47.4から48.3まで10,800円50.12.22」の記載があることから、47年度の1年分の保険料については、昭和50年12月22日に特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）で一括納付されていること、ii) 申立人の国民年金保険料納付記録が46年度までは未納とされていることが確認できることから、申立人が加入手続時に納付した1年分の保険料は47年度の保険料であり、申立期間については未納であったものと推認できる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いほか、申立人は、申立期間の保険料納付について、

1年分をまとめて納付したという以外に記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成6年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年1月から同年3月まで

私は、平成5年8月に勤務していた会社を退職した際に国民健康保険に加入し、その後、20歳になって社会保険事務所（当時）で国民年金加入手続を行い、次の就職が決まるまでの間、国民健康保険料と国民年金保険料を銀行や郵便局で毎月一緒に納付していたと記憶している。

また、当時同居していた母親も、私の申立期間の国民年金保険料納付の事実を知っている。

申立期間以降に保険料を納付しなかった期間があることは認識しているが、申立期間については、20歳の時に国民年金に加入し保険料を納付したと記憶しているので、当該期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に到達した平成6年\*月に国民年金に加入し保険料を納付していたとしているが、申立人が当該加入手続時に持って行ったとする年金手帳には国民年金手帳記号番号の記載が無く、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立人から国民年金加入手続、厚生年金保険との切替手続及び保険料納付に関する具体的な説明は得られない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から47年3月まで

私は、昭和38年10月に私の夫が夫婦の国民年金加入手続を行ってくれた以降、夫婦二人分の保険料を納付してきた。夫が自営業を辞めて、A社に就職してからも、保険料は銀行の渉外員に頼むなどして継続して納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金加入手続は申立人の夫が行ったとして自分自身は関与しておらず、その夫が昭和41年3月の時点で厚生年金保険被保険者となったことにより、申立期間は国民年金の任意加入期間となるため、その夫に申立人の国民年金任意加入被保険者への種別変更手続について聴取したものの、申立人の任意加入手続を行ったことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった上、特殊台帳（マイクロフィルム）及びB市の過年度納付記録簿は共に申立人の国民年金任意加入年月日が昭和47年4月1日で一致していることからみて、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付を銀行の渉外員に依頼したとしているが、B市の当該期間における保険料収納方式は印紙検認方式であり、当時の納付方法とは一致していない上、その当時、国民年金手帳を所持していたことについての申立人の記憶も曖昧である。

さらに、申立期間は72か月と長期間である上、当該期間に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立人が

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成元年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成元年2月まで

私は、昭和61年7月に退職し、A共済組合の健康保険の任意継続期間が終了する63年7月に、B市C区役所に国民健康保険について相談に行った際、「満60歳までは、国民年金に加入できる。」旨の指摘を受けて、同日に国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は送付された納付書により、昭和63年8月に61年7月までさかのぼった期間の保険料15万2,700円を納付した。その後は、毎月納付書により保険料を納付し、途中から口座振替に切り替えて納付していたはずである。

当時の領収書は紛失しているが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年7月にB市C区役所において国民年金に加入し、同年8月に61年7月までさかのぼった保険料15万2,700円を納付したと主張しているが、申立人は、61年7月に退職した後、同年8月からA共済組合年金を受給していることが確認できることから、申立期間は、国民年金に任意加入することは可能な期間であるものの、申立人が国民年金に加入したとする63年7月時点では、61年7月までの保険料をさかのぼって納付することはできないことから、申立人の主張には不自然さがみられる。

また、申立人に対し、申立期間に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所、納付時期及

び納付金額に係る記憶は明確でないところ、申立人はその所持する「日記」、「各月支払予定明細表」、「年間収支等計算試算」及び「金銭出納帳」などが国民年金保険料を納付していたことの根拠であるとしているが、その「日記」には、申立人の妻の未納期間に係る過年度保険料「152,700円」の記載が見られる上、「各月支払予定明細表」、「年間収支等計算試算」及び「金銭出納帳」に記載された国民年金保険料相当額は一人分のものとみられることから、申立人の申立期間と同じ期間の保険料が納付済みと記録されている申立人の妻の納付記録を裏付けるものとしてみるのが妥当と考えられる。

加えて、申立人の妻から申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られなかった上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から50年3月まで

私は、昭和48年11月に婚姻した際に、私の夫がA市B区役所で私の国民年金加入手続を行ってくれた上、保険料は自分で納付してきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の国民年金加入手続は、申立人の夫が行ったとして、自分自身は関与していない上、その夫から当時の加入手続状況について聴取することができないことから、申立期間に係る国民年金加入手続状況は不明である。

また、申立人が所持する国民年金加入時に交付されたとする国民年金手帳には、資格取得年月日が昭和50年4月25日、被保険者の種別は「任」と記載されていることから、申立人が国民年金に任意加入したのはこの時点であると確認できるほか、申立期間に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない。

さらに、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付場所、納付方法及び納付金額等に係る記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1944

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年8月1日から34年10月1日まで  
申立期間については、A社B支店においてC職として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録により、A社B支店は昭和38年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社D支店に照会したが、「申立期間当時の資料を保存していないため、申立人が勤務していたか否かについて不明であるが、申立期間当時の厚生年金保険の適用については、雇用形態により適用しない場合もあったと考えられる。」と回答しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

また、オンライン記録により、申立人から名前が挙げられた同僚一人及び当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる10人の合計11人に照会し10人から回答があり、その中で自身の勤務期間について供述があった8人のうち、「私は、E職であった。」とする一人を除く7人については、i) 自身が記憶する入社時期から、それぞれ、1年8か月から6年後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できること、ii) このうち4人は、いずれも「正社員になったころから厚生年金保険に加入した。」と供述していること、iii) これらの者から、同保険に加入する前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間をにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えられるところ、申立人は、

「正社員になるための試験を受ける前に退職した。」と供述している。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間について申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1945

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 48 年 4 月 1 日から 55 年 3 月 31 日までの期間、A社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、55 年 3 月 30 日付けで退職した記録となっている。同日は日曜日であり、翌日の 31 日に月末及び年度末の仕事を終わらせてから退職したので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社から提出された在籍期間が記載された勤務証明書及び申立人の供述から判断すると、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「申立期間当時の給与台帳は既に廃棄しており、当時の社会保険事務担当者も退職していることから、この当時の厚生年金保険の手續状況については分からない。」と回答している。

また、当該事業所が加入しているB厚生年金基金から提出された加入員記録原簿には、申立人の資格喪失日は昭和55年3月31日と記載されており、また、当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の健康保険継続療養受給届が併せて保存されているところ、この受給届の資格喪失欄にも同日が記載されており、それぞれオンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚9人に照会し6人から回答が得られたところ、複数の同僚から申立期間同時に社会保険事務を担当していたとして名前が挙げた者は、「申立期間当時は、月をまたいで退職する場合は、厚生年金保険料が1か月分掛らないように、月末付けで事務手續をしていたと記憶している。本人の希望を確認した上で手續していたと思う。」と供述していることから、当該事

業所から提出された「退職金支給明細一覧」及び「健康保険厚生年金保険被保険者証の記号番号一覧」により、退職年月日が昭和 56 年 3 月 31 日と記載されている同僚一人についてオンライン記録と照合したところ、同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している上、退職年月日が年内最終営業日である 53 年 12 月 28 日及び 54 年 12 月 28 日と記載された同僚二人についても、オンライン記録により、それぞれ 12 月 29 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できることから、月をまたがないように事務手続をしていたとする同僚の供述に符合する記録となっている一方で、この 3 人の同僚から当該事業所における厚生年金保険の事務手続及び厚生年金保険料の控除についての供述は得られなかった。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1946

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から平成元年 5 月 1 日まで

A社には昭和 59 年 10 月に入社し、平成 2 年 3 月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、社会保険事務所(当時)の記録によると申立期間については厚生年金保険の加入記録が無いとのことである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月 1 日から 61 年 12 月 20 日までの期間及び 62 年 5 月 1 日から平成元年 5 月 1 日までの期間、A社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みである。」と回答していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 11 人に照会したところ、7 人から回答があり、そのうち、申立人を記憶していた 5 人は、いずれも申立人の入社時期について正確な記憶が無い上、回答のあった者は、「入社後しばらくは厚生年金保険に加入しないことを会社から聞いていた。当時は、給料が安く生活が苦しかったので、入社後 10 年ぐらいは厚生年金保険に加入しなかった。」、「入社して 3 か月間は見習い期間であり、健康保険、厚生年金保険には加入できなかった。」、「当時、若い従業員は、趣味に利用できる金銭を確保するため、給与手取額を多くする手段として健康保険、厚生年金保険に加入しない者が多くいた。」と供述している。

なお、回答のあった 7 人のうち自身の入社日を記憶していた二人についてみると、入社日から厚生年金保険加入日まで、一人は半年間、残る一人は 1 年近

く期間を要していることが確認できる。

これらのことを踏まえると、当該事業所では、試用期間及び従業員の希望等の状況を勘案して厚生年金保険の加入の判断を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1947

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 7 日から 38 年 1 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているとのことであったが、脱退手当金が支給された時期は、出産のため入院中であり、また、当時は銀行口座を開設していなかったため、脱退手当金を請求したことも、受給した記憶も無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失し、かつ、受給資格のある 35 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含め 28 人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち二人は、「当時、同僚の間では脱退手当金のこと話題になっており、脱退手当金を受給するのが当たり前であった。私は、社会保険事務所（当時）に出向いて脱退手当金を受け取ったと思う。」と供述している。

また、申立人は、申立期間後に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間当時とは別の記号番号が新たに付番されていることが確認でき、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当た

らない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1948

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月ごろから平成元年 7 月ごろまで  
② 平成元年 7 月ごろから 2 年 9 月ごろまで

申立期間①については、A社（現在は、B社）に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②については、C社に勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和62年4月1日から平成元年3月31日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成9年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同日から当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者について同保険の加入記録を確認したところ、申立期間①は別の事業所において同保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は無い。

また、当該事業所に照会したところ、「申立期間①当時、社会保険に未加入のため、申立てどおりの届出を行っておらず、厚生年金保険料も納付していない。当然、厚生年金保険料も給与から控除していない。申立期間当時の資料が無いため、その当時、勤務していた者も不明である。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚4人は、所在不明により、当該事業所における厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、「当該事業所から健康保険証は交付されていない。」と述べている上、申立人及び申立人の両親は、「申立人は申立期間①当時、国民健康保険に加入していた。」と述べている。

その上、申立人が申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人の申立内容、C社の取締役であった者及び申立人の両親の供述から判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、当時の事業主に照会したところ、「すべて確認できない。」と回答しており、前述の取締役であった者は、「当該事業所は従業員の出入りが激しいため1年ぐらい見習い期間があり、その期間は社会保険には加入していない。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者18人に照会したところ、回答があった4人は共に、「申立人のことは知らない。」と述べており、当該同僚が社会保険事務を担当していたとする者からは、協力を得られなかったため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、申立人は、「当該事業所から健康保険証は交付されていない。」と述べている上、申立人及び申立人の両親は、「申立人は申立期間②当時、国民健康保険に加入していた。」と述べている。

その上、申立人が申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1949

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月ごろから 36 年 10 月ごろまで

申立期間は、A社にB職として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はA社の事務所所在地、業種、事業主の名前及び当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者の名を記憶していることから判断すると、時期及び期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 57 年 12 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち姓のみ記憶している同僚一人は既に死亡しており、他の名前のみ記憶している同僚一人に照会したところ、「申立人の名前に記憶は無く、勤務していたか否かは分からない。当該事業所における厚生年金保険の加入状況については分からない。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 16 人（前述の同僚二人を除く。）のうち、所在が確認できた 6 人に照会したところ、唯一回答が得られた一人は、「申立人の名前に記憶は無く、勤務していたか否かは分からない。」と述べており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できる供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1950

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月1日から25年まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A省B局(当時)に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨回答をもらった。A省B局には勤務したことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「B局史」の昭和24年10月1日付けの職員名簿によると、C課の職員として申立人の氏名が記載されている上、D省E局F課に照会したところ、「申立人は、昭和21年4月30日から25年1月1日までの期間、G員として勤務していた。」と回答していることから、申立人は、当該期間において、A省B局に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、D省E局F課は、「当時の厚生年金保険の適用状況については不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人及び前述の職員名簿に記載されたC課の職員のうち所在が特定できた一人の年金記録を確認したところ、申立期間は別の事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できるか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は無い上、このうちの一人は、「B局では厚生年金保険には加入していなかった。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②及び④について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 12 月 4 日から 46 年 3 月 20 日まで  
② 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 3 月 20 日まで  
③ 昭和 47 年 12 月 18 日から 48 年 3 月 20 日まで  
④ 昭和 48 年 3 月 1 日から同年 3 月 20 日まで

申立期間①は、A社B工場に季節雇用のC作業員として勤務しており、当時の同社の募集広告によれば、7万6,100円の給与を支給されていたと思うが、オンライン記録では、申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額が6万円と記録されている。

申立期間③は、D社E工場に季節雇用のC作業員とし勤務しており、当時の日記によれば、7万8,175円の給与を支給されていたが、オンライン記録では、申立期間③に係る厚生年金保険の標準報酬月額が6万円と記録されている。

申立期間①及び③の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

申立期間②は、昭和46年3月19日までA社B工場に勤務していたにもかかわらず、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのはおかしい。

申立期間④は、昭和48年3月19日までD社E工場に勤務していたにもかかわらず、同年3月が厚生年金保険の被保険者期間となっていないのはおかしい。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間②及び④について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほ

しい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③については、申立人は、「実際に支給されていた給与額に対して、オンライン記録で確認できる標準報酬月額が低額である。」と主張するが、申立期間①については、申立人が保管するA社の当時の季節従業員募集広告及び同社B工場の雇入契約書により、申立期間③については、D社E工場の雇入契約書により、申立人が、いずれも日給により報酬が定められる者であったことが確認できるところ、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第22条第1項により、「厚生労働大臣（当時は「厚生大臣」）は、被保険者の資格を取得した者がある時は、次の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する」と規定され、同項第2号により、「日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前1か月間に、当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額」と規定されていることから、申立人が両申立期間において被保険者資格を取得した際に決定された標準報酬月額が、申立人が実際に支払いを受けた報酬額と異なっていたとしても不自然ではない。

また、厚生年金保険法第23条第1項によれば、「厚生労働大臣は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間（各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上（当時は、「20日以上」）でなければならない。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる」と規定されていることから、仮に、申立人が、両申立期間において、12月、1月及び2月の3か月間継続して、被保険者資格を取得した際に決定された標準報酬月額を著しく上回る報酬を支払われていたとしても、いずれも翌月の3月には被保険者資格を喪失していたため、標準報酬月額の改定にも該当しなかったものと考えられる。

2 申立期間①については、申立人が保管するA社の当時の季節従業員募集広告において、初任者の場合、業務内容、稼働日数、夜勤回数及び残業時間数に応じて6万4,300円から7万6,100円の税込月収が得られる旨の記載が確認できるが、当該広告からは、申立人が申立期間①において実際に支給されていた報酬額を特定することはできない上、申立人が健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、A社及びA社健康保険組合に照会したところ、いずれも当時の資料

は廃棄済みであるため、申立人の主張を裏付ける資料を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と同日の昭和45年12月4日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者28人のうち26人の申立期間①における標準報酬月額、いずれも6万円であることが確認できるほか、他の二人の申立期間①における標準報酬月額は、それぞれ3万9,000円、4万2,000円であることが確認でき、6万円を超える標準報酬月額が記録されている者はいない。

加えて、オンライン記録により、前述の厚生年金保険被保険者28人のうち生存及び所在が確認された者8人に照会したものの、いずれも、健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述や資料を得ることはできなかった。

その上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和45年12月4日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、46年3月20日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人が保管する申立期間③当時の日記において、申立人が昭和48年1月に総額で7万8,175円の給与を支給された旨の記載が確認できるが、当該日記からは、申立人が健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、D社に照会したところ、申立人に係る賃金台帳等の資料は廃棄済みであるため、申立人の主張を裏付ける資料は得られなかった上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、同社が社会保険事務所（当時）に対し、申立人の報酬月額を6万1,600円として届け、これに基づいて標準報酬月額が6万円と決定されたことが確認できる。

さらに、D社健康保険組合に照会したところ、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人の主張を裏付ける供述や資料は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人と同日の昭和47年12月18日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者15人の申立期間③における標準報酬月額は、いずれも6万円であることが確認でき、6万円を超える標準報酬月額が記録されている者はいない。

その上、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人に照会したところ、同人が保管する昭和47年12月分から48年2月分までの厚生年金保険料納付明細書に記載された保険料額1,920円に見合う標準報酬月額が6万円であることから、同人の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるほか、オンライン記録により、前述の厚生年金保険被保険者15人のうち、生存及び所在が確認された者4人のうち前述の申立人が名前を挙げた同僚一人を除く3人に照会したものの、いずれも、これらの者の健康保険厚生年金保険被保険者原票で確認できる標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述や資料を得ることはできなかった。

なお、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人が昭和47年12月18日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、48年3月20日に同資格を喪失するまで、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。
- 5 申立期間②及び④については、申立人は、「昭和46年3月19日にA社B工場を、48年3月19日にD社E工場をそれぞれ退社したので、両社が各年3月分の厚生年金保険料を負担することを嫌って、社会保険事務所に同保険料を納付しなかったのが原因であり、これは、消えた年金になるので、両社から同保険料を徴収して、私の年金額に反映させてほしい。」と主張するが、厚生年金保険法第14条により、「次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、被保険者の資格を喪失する」と規定され、同条第2号では、「その事業所又は船舶に使用されなくなったとき」と規定されている上、同法第19条では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されているところ、申立人が保管する雇入契約書によれば、申立人の申立期間②に係るA社B工場の退職日は昭和46年3月19日、申立期間④に係るD社E工場の退職日は48年3月19日であることがそれぞれ確認できることを踏まえると、同法の規定により、厚生年金保険被保険者資格の喪失日はそれぞれ46年3月20日、48年3月20日となり、被保険者期間はその前月の両年2月までとなることから、オンライン記録は同法の規定に適合している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②及び④について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

なお、仮に、申立人が、申立期間②及び④について厚生年金保険料を給与から控除されていたとしても、前述のとおり、当該期間は同保険の被保険者期間に算入されない期間であることから、当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1952

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 1 月 10 日から同年 12 月 31 日まで  
申立期間はA社に取締役として勤務していたが、社会保険庁(当時)の記録では、厚生年金保険の標準報酬月額が、さかのぼって引き下げられていることが判明した。  
申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が取締役を務めていたA社は、平成 15 年 12 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、その後の 16 年 1 月 27 日付けで、50 万円が 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間の一部において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、「申立人は、申立期間においては実際上の社長であり、社会保険事務についても、総務部長及び総務の担当者が退職してからは申立人が責任者であった。」と供述している上、オンライン記録によると、平成 15 年 10 月 2 日から当該事業所が同保険の適用事業所に該当しなくなる同年 12 月 31 日までの期間において、同保険の被保険者であった者は申立人だけであったことが確認できるとともに、申立人が当該事業所の代表取締役であったとする者も、同年 2 月 28 日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、前述の厚生年金保険被保険者であった者は、「申立期間当時は売上げが落ちて資金繰りが大変になり、社会保険料も期日までに納付できなくなったので、社会保険事務所(当時)に出向き、納付を待ってもらおうよう頼んだこと

があった。そのことを申立人に話すと、申立人から、申立人の給与額を引き下げようように指示されたことを記憶している。」と供述している上、当該事業所の滞納処分票によると、平成16年1月20日以降は申立人が直接対応していることが確認できるとともに、同日において、申立人が「平成15年2月から役員報酬を受けていない。」との説明を行ったことに対し、社会保険事務所が報酬月額の見直しに係る届出を指示し、この結果、3日後の16年1月23日に申立人が社会保険事務所に出向き、当該事業所が15年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の届出及び申立人の標準報酬月額見直しに係る届出を行ったことが確認できることを踏まえると、申立人は、上記減額見直し処理が行われた当時において、社会保険事務に係る当該事業所の意思決定について一定の権限を有しており、当該処理に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録見直しに関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1953

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月から 25 年 11 月 1 日まで

昭和 24 年 5 月ごろに A 社 B 出張所に C 業務及び D 業務担当として入社し、結婚して子供が生まれた後の 26 年 2 月に退職するまで勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、「私は、申立人と結婚するため、昭和 24 年 10 月ごろ、A 社 E 出張所から申立人が勤務していた同社 B 出張所に異動し、25 年 12 月に長男を出産した。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において A 社 B 出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A 社 B 出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 25 年 11 月 1 日であり、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、事業所名簿によれば、A 社 B 出張所は昭和 27 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も不明であるほか、同社を継承する F 社に照会したものの、「A 社の後身である G 社は、合併時には消滅会社となったため、同社の関係資料は残されておらず、当時を知る者もない。」と回答しており、当該事業所における同保険の適用状況等について確認することはできなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人のうち3人は、A社及び同社B出張所のいずれの健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）にも該当が無いほか、他の一人は、A社の被保険者名簿において該当があるものの、同保険被保険者の資格取得日は昭和27年5月1日であり、申立期間において同社で同保険の被保険者であった形跡が無い上、その所在が不明であり、別の一人は、同名簿において同姓の者が複数確認できるところ、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から両事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

加えて、申立人の妻は、「私は、昭和24年10月ごろにA社B出張所に異動した。」と供述するところ、当該事業所の被保険者名簿によると、同人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは昭和25年11月1日であったことが確認できる。

その上、A社又は同社B出張所の被保険者名簿により両事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者12人に照会したところ、回答があった7人のうち1人は、「自分は、A社B出張所に昭和25年4月に入社した。」と供述しているところ、A社B出張所の被保険者名簿によると、申立人と同様に当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和25年11月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、同日以前に同保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、「A社本社から同社B出張所に異動し、この間も継続して勤務していた。」と供述しているところ、両事業所の被保険者名簿によると、同社本社で同年8月31日に被保険者資格を喪失した後、同社B出張所で同年11月1日に資格取得したことが確認でき、同保険の加入期間に空白が生じている上、これらの者から、同社B出張所に勤務しながら同社同出張所で同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。この一方で、当該7人のうち他の5人についても、A社の被保険者名簿により、A社本社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる期間において、同社B出張所に勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、申立期間当時、A社において、同社B出張所に勤務する従業員について、同社本社で同保険に加入させる取扱いがあったことをうかがわせる事情も無い。

なお、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1954

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月ごろから31年5月ごろまで  
昭和29年5月ごろ、A社B支店又はC社B営業所に入社し、31年5月ごろまで勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している撮影日が裏書きされた写真及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中においてC社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社B支店では、「A社B支店は、現在、社員が二人しかおらず、当時のことはA社本社でなければ分からない。」と回答している上、A社本社では、「現在のA社は、昭和61年に設立された会社であり、申立期間の昭和29年5月当時に存在したA社とは別会社である。このため、当時の関係資料が無く、申立人の勤務実態等については不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

また、事業所名索引簿及びオンライン記録によると、C社B工場については、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できるものの、申立人が勤務していたとするC社B営業所については、厚生年金保険の適用事業所に該当していた形跡が確認できない。

さらに、申立人はC社B営業所の同僚として4人の名前を挙げているが、このうち一人は、C社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、同社本社において、厚生年金保険被保険者資格を取得している

上、ほかの一人はA社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、同社本社において厚生年金保険被保険者資格を取得しているほか、残り二人は厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

加えて、C社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる同僚からは、「私は申立期間当時、D労働組合の組合員であった。当時、C社B営業所のE部は、本社から来た正社員二人とほかにB営業所で採用したアルバイト又は臨時社員の二人から3人で行っていた。申立人がC社の同僚として名前を挙げている4人のうち、2人はC社本社から派遣された正社員であり、残り2人と申立人は現地のB営業所で採用されたアルバイト又は臨時社員であった。」との供述があった上、申立人が名前を挙げたA社B支店の同僚からも同様の供述があったほか、これら同僚の供述は、先述の被保険者名簿の記録とも符合している。

その上、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1955

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 14 日から 57 年 6 月 14 日まで  
昭和 56 年 1 月 5 日に A 社にアルバイトの B 業務員として入社し、同年 4 月に正社員となり、57 年 6 月 14 日に退職した。  
当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。  
年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社に照会したところ、「申立期間当時の関連資料は廃棄処分しており、申立人の厚生年金保険料の控除及び納付については分からない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和 56 年 6 月 14 日となっているところ、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における離職日は厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日となっており、厚生年金保険と雇用保険の被保険者記録は一致している。

さらに、当該事業所に係る被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる女性の同僚からは、「私は当時、B 業務員として勤務していた。B 業務員は、私のほかに男性が一人いたが、申立人のことは覚えていない。」との供述があった上、ほかの複数の同僚からも、「申立人は、当時、A 社から B 業務を請け負っていたと思う。同社の B 業務員の社員は、申立人とは別の女性であった。」との供述があった。

加えて、当該事業所の申立期間当時の経理担当者からも、「申立人は、当初、

A社のB業務員として入社したが、家庭の事情で退職した。その後、申立人はA社にB業務の請負業者として出入りしていた。」との供述があった。

その上、申立人自身も、当該事業所を退職後も当該事業所からB業務を請け負っていたため、当該事業所に請負業者として出入りしていたと供述している上、申立人は当該事業所に社員として勤務した期間と請負業者として出入りした期間の記憶があいまいである。

なお、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1956

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月10日から33年1月1日まで  
昭和28年7月10日から43年3月31日まで、A社に勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和29年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当していることから、申立期間のうち28年7月10日から29年4月30日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できる。

また、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和33年1月1日、同被保険者資格の喪失日は43年4月1日となっており、これは当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録と一致する。

さらに、複数の同僚は、「A社では、申立期間当時、出張所採用者については入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。入社当初に試用期間があり、試用期間経過後に雇員として採用され、その後、本社で正社員として採用となった。厚生年金保険に加入するのは、本社で正社員として採用されてからであり、雇員の期間は、1年から3年と人により異なっており、この間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた別の同僚からも、「申立人は、A社B出張所のC作業場で雇員として採用されて

おり、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。申立人は、昭和33年1月ごろにA社本社に正社員として採用されており、この時に厚生年金保険に加入した。」との供述があった。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間及びその直後の期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚6人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得時期との関係を見ると、入社と同時に加入している者がみられる一方、入社後2年11か月後に加入している者もみられ、厚生年金保険の被保険者資格の取得時期は一律ではなく従業員ごとに異なることが確認でき、先述の同僚の供述と符合する。

その上、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1957

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 34 年 12 月まで  
② 昭和 35 年 7 月から同年 8 月まで

申立期間①は、A社においてB製品の販売員として勤務していた期間であり、申立期間②は、同営業所の事業主に誘われて、C市にあるD社C営業所に同じくB製品の販売員として勤務していた期間である。

しかし、年金加入記録を調べたところ、両期間とも厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても、商業登記の記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所として、E社が昭和 35 年 7 月 1 日に適用事業所になっていることが確認できるが、同社は、申立期間①において、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、申立人がA社の事業主であったとする者は、昭和 35 年 7 月 1 日にE社において新規に厚生年金保険被保険者資格を取得したこと、及び申立期間①に公的年金の加入記録の無いことがオンライン記録により確認できる上、同人は、既に死亡しているため、申立人の申立期間①における勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

加えて、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶しておらず、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時点（昭和 35 年 7 月 1 日）に厚生年金保険被保険者資

格を取得したことが確認できる者 11 人（前述の A 社の事業主であった者一人を含む。）のうち、所在を確認することができた 3 人に対し、当該事業所の状況及び申立人の申立期間①における勤務状況を照会したところ、いずれも「申立人の記憶は無い。」と供述している上、このうちの二人は「A 社が存在していたことは記憶しているが、個人経営の事業所であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

その上、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたとする D 社 C 営業所は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、申立人は、当該事業所の所在地を記憶していないため、商業登記による確認を行うことができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所として、F 社が昭和 36 年 4 月 1 日に適用事業所になっていることが確認できるが、同社は、G 社が 43 年 1 月 1 日に F 社に名義変更した事業所であること、及び申立期間②において、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

さらに、D 社の事業を継承した H 社 I 工場では「申立期間②当時の資料は保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

加えて、申立人は、当該事業所における同僚の名前を記憶しておらず、当該事業所に入社する契機となったとする前述 1 の A 社の事業主は、オンライン記録によると、昭和 35 年 7 月 1 日から 36 年 2 月 1 日までの期間、E 社において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことが確認できることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していた者 4 人のうち所在を確認することができた二人に対し、申立期間②における当該事業所の状況及び申立人の申立期間②における勤務状況を照会したところ、このうちの一人は「申立期間②当時、G 社から要請を受けた E 社の代表取締役が、J 県内の関係者に呼びかけ、多くの者が C 市方面に移った記憶がある。D 社 C 営業所は、E 社の代表取締役が個人的に設立した会社の一つであると思うが、申立人の記憶は無い。」と供述していることから、申立人の申立期間②における勤務状況を確認することができなかった（他の一人は、申立人の記憶が無いと供述している。）。

その上、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 1958

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 9 月 1 日まで  
昭和 53 年 4 月から 62 年 4 月まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間において厚生年金保険の加入記録が無い。  
当該期間に同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び商業登記簿謄本に記録されている申立人の役員履歴から判断すると、申立人は、A社の取締役として申立期間に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 62 年 4 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、商業登記簿謄本により、申立期間当時役員であった者 6 人（申立人及び事業主を含む。）のうち、申立人及び事業主を除く 4 人については、死亡、所在不明等のため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間における同僚の名前を記憶しておらず、オンライン記録により、昭和 59 年 4 月から 62 年 4 月まで当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できる 8 人に対し、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について照会したところ、7 人から回答があったが、いずれの者からも、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる供述を得ることができなかつた上、このうちの 4 人からは「申立期間当時のA社における事業経営は厳しく、いつ倒産してもおかしくない状況であった。」との供述が得られた。

さらに、オンライン記録によると、上述の役員6人のうち、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得している者は4人（申立人を含む。）いることが確認できる。i) 事業主である者の標準報酬月額は、昭和60年4月に41万円から34万円に減額されていること、ii) 事業主の妻であり、監査役であった者は、60年1月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後（喪失時の標準報酬月額は30万円）、同年4月1日に、再度被保険者資格を取得しているが、再取得時の標準報酬月額は8万円であること、iii) 取締役の一人は、59年12月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、商業登記簿本により、同人の取締役解任は61年10月1日となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が昭和59年12月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した整理番号\*番の同原票には、同年同月4日に申立人の健康保険証が管轄社会保険事務所（当時）に返納されたことが確認できる。

これらのことから、当該事業所の申立期間当時における事業経営は厳しい状況にあり、事業主の弟であり、取締役でもあった申立人も、事業主から何らかの協力を求められて、厚生年金保険被保険者資格をいったん喪失したことがうかがわれる。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。